

令和5年度第3回富田林市入札等監視委員会議事録（会議の概要）

- 1 開催日時 令和5年11月21日（火）午前9時30分～午前10時15分
- 2 開催場所 市役所2階 201会議室
- 3 出席者 委員2名、工事担当課10人、事務局4人
- 4 開催形態 公開（傍聴人 人）・**非公開**・一部公開（傍聴人 人）

【非公開・一部公開の理由】

会議の公開に関する指針3.（3）該当

- 5 審議の経過及び委員会等の結果等 全文筆記・**要点筆記**・議事要旨  
次第

（1）入札及び契約手続きの運用状況等について（令和5年7月～9月）

① 工事の発注状況について（報告）

（2）発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議

① 「富田林市市民会館3階松の間及び和室1エアコン入替え工事」

② 「令和5年度 上佐備子局 MCA 防災無線移設工事」

③ 「消防団第10分団車庫詰所建替工事」

④ 「市庁舎南館移転改修工事（I期）」

⑤ 「令和5年度小・中学校消防・防火設備改修工事」

【委員】 ①の案件ですが、緊急に工事が必要になったのでこの業者に依頼したと思うが、入札日が9月7日で、契約日が9月12日ですが、予定工期は7月4日から始まっているのはなぜか。先に工事をしたということか。

【事務局】 その通りです。7月4日に担当課から契約担当課に報告を受け、すぐに直す必要があるということで協議し、業者決定の後、業者へ依頼をしました。最終的に工事が終わってから精算して契約を行うこととなります。

【委員】 工事を依頼した段階で金額は把握しているのか。

【事務局】 おおよその金額は把握していると思います。

【委員】 実際に修理してみないとわからないので、工事後に見積をもらい、入札をしているということか。

【事務局】 入札ではなく、見積を提出していただくからの契約となります。

【委員】 経過には入札日や落札業者と記載されているが。

【事務局】 様式についてはそのような記載となっておりますが、実際はこの1者のみで手続きをしています。

【委員】 工事の期間は7月4日から8月31日となっているが、この期間中はずっと工事をしていたということか。工事が終わってから使えるようになったのは9月1日からということか

【担当課】 工事は8月1日にさせていただいているので、実際2日から使用しています。この期間内での工事ですが、8月2日から利用できています。

【委員】 わかりました。壊れてから修理までは想定より迅速にできたということですか。

【担当課】 そうですね。1ヵ月ほどかかりましたが、その間にご説明したうえで利用していただきました。

【委員】 わかりました。以前もお風呂が壊れて3、4ヶ月ぐらいかかった案件があったと思うのですが、緊急突発なのでもう少し早くできないかと思うのですが。

【事務局】 8月1日の工事ですが、現場の工事はそこまでかからなかったのも、結局エアコンや風呂等の設備の調達に時間がかかっていると思います。

【委員】 この市民会館は、何台かエアコンのシステムが入っているということですか。1台だけではないですか。

【担当課】 違います。3台室外機があつて、各部屋マルチになっています。

【委員】 40年たつているとのことですが、他の2台はまだ動いているのですか。

【担当課】 まだ動いている状況です。

【委員】 でいつ止まるかわからない状態ですか。

【担当課】 そうです。

【委員】 その時にあわせて修理するというのは無理なのか？

【担当課】 要望はさせていただいているが、予算的に難しいところがあります。

【委員】 予算があれば可能ですか。

【担当課】 そうですね。

【委員】 わかりました。

【委員】 エアコン設備の調達に時間がかかったということだが、この見積りは設備も含めての見積ですか。

【事務局】 すべて含んでおります。

【委員】 わかりました。

【委員】 ほかの部屋もつながっていればそこも交換しないとイケないのか。

【担当課】 そうです。

【委員】 ②と③の工事は同じ場所で行われているのですか。

【事務局】 はい。

【委員】 一括で発注されたほうが良いような気がしますが、別々として理由はありますか。

【事務局】 ③は消防団の詰所の建替工事で市内業者を対象として発注させていただいた案件であり、②は著作権等の問題もあり、そこでしかできないということでわけて発注しました。

【委員】 一括で発注して、その部分だけそこに発注することもできたのでは。

【事務局】 一括で発注しても結果は変わらず、施工業者は一緒なので、現在のやり方となっている。

【委員】 わかりました。

【委員】 ⑤ですが、総合評定値が640点以上720点未満の者で入札公告を行ったが、参加者が2に満たないため不成立となったとありますが、これは実際に該当する業者が2者しかいなかったということですか。

【事務局】 参加者が0か1者の場合は不調という取扱いをしており、対象業者数は16者いるが、入札を行った結果、参加者は0となりました。その結果を踏まえ、総合評定値その上位である720点以上800点未満の者を指名し、競争入札を行いました。その結果、22者のうち3者が入札に参加されました。そして3者が同額であったのでくじにより落札者の選定を行いました。

【委員】 辞退はそもそも参加されなかったということか。

【事務局】 そうです。事前に辞退届を頂いております。また欠席は入札当日に参加されなかった者となります。

【委員】 当初の入札は全員が辞退されたということか。

【事務局】 当初は条件付一般競争入札で公募となるので、対象業者が全員参加をされなかったということです。

【委員】 これだけ参加を辞退されたということはあまり利益が出ないということか。何か理由はあるのか。

【事務局】 指名競争入札時に辞退理由は聞いていますが、技術者を配置できないという理由が一番多く、それ以外は日程が合わない、金額があわないという理由もございました。

【委員】 ④は北側を建替える予定ですか。

【担当課】 はい。

【委員】 今後進めていく工程はどのようになっていますか。

【担当課】 南館をまず内装改修させていただき、各部署を一時移転し、令和9年度頃まで使用

します。そのための工事を現在行っているところです。北館については来年度解体する予定であり、解体後に新庁舎を建てる予定です。そして新庁舎ができた後に一時移転している部署を新庁舎に戻し、その後南館を解体し、その土地に駐車場の整備を行うという計画になっています。

【委員】 わかりました。

(3)

①総合評価（市庁舎等清掃業務）入札制度について

【委員】 今回は、福祉への配慮の部分で条件を変えたということだが、そもそも総合評価方式はいつから採用したのか。

【事務局】 平成21年度からです。大阪府下でその当時から採用された市町村も多いと思われます。現状では25ほど採用されていると思われます。

【委員】 総合評価方式は清掃業務以外でも採用されているのか。

【事務局】 これ以外では、庁舎の建替えについては総合評価制度を採用しております。それまでは本庁舎の清掃のみです。

【委員】 清掃業務については平成21年度から採用しており、今回は一部変更点について審議を行うということか。

【事務局】 そうです。

【委員】 業者側としては雇用者として知的障がい者以外の障がい者を雇用しているという事例もあるのか。

【事務局】 清掃業務では、知的障がい者以外の雇用もしていると思われるが、知的障がい者の方が雇用率が高いとの意見を聞いております。

【委員】 肉体的な障がいであれば、清掃という作業は困難かもしれない。今回の変更の目的としては、清掃業者に障がい者の雇用を全体的にもっと促進させてほしいということか。

【事務局】 そうです。当初は知的障がい者の方が清掃に向いているということでそういう流れとなっていると思われませんが、変更するにあたり他市の状況を調べると、すでに知的障がい者に限定はされていなかったもので、本市の方も変更させていただきました。

【委員】 恐らく特定の障がい者にとって公平性の面から良いと思いますし、業者への誘導というところで好ましいと思います。

【委員】 入札執行要領についても今回の審議の対象か。

【事務局】 はい。

【委員】 今回長期の継続契約となっており、前回は令和4年で約2年だったのが、今回は約3年となっているがこの差はどういうことか

【事務局】 前回は令和4年の6月1日から令和6年5月31日までの長期継続契約であったが、庁舎の建替えにより清掃面積が減ることで、雇用にも影響が及ぶ可能性があり、担当課と協議し、そのような期間としました。

【委員】 一度決まると3年間はその業者になるということですね。

【事務局】 そうです。業者の雇用のことも考慮し、一年毎ではなくそのような期間としている。

【委員】 入札時は多くの業者が参加されるのか。

【事務局】 前回は13者指名し、実際参加されたのは5者となります。

【委員】 業者が変わることはあるのか

【事務局】 平成21年度以降であれば、1回違う業者が行なったことはございます。

【委員】 今回の変更のきっかけか何かはあるのですか。

【事務局】 実際業者からの申し出がございました。知的障がい者は雇用率が高いが、できるだけ近隣で勤務したいという希望があり、よそで勤務されると、中々探すのが難しくなるということで、枠を広げるよう要望があり、他市の状況を調べると枠を広げていたこともあり、今回の変更に至りました。

【委員】 大阪府の基準をもとにしているということだが、他になにか他市や府と基準が違っているところはあるのか。

【事務局】 府や他市の基準については、価格以外の評価について上がっております。府については価格と公共性の評価が5:5、それ以外は6:4となっています。評価の内容については福祉や環境以外に男女共同参画への取組み、介護休暇、育児休暇取得への取組み等の項目を加えているところもございます。

【委員】 プロポーザルのようなものなので、状況にあわせてポイントを変えるのもこの方式を採用する主旨であると思いますので今後検討していただきたいと思います。

【委員】 評価は誰が行うのですか。

【事務局】 業者から書類を提出いただいた後、評価基準に合致しているかについて機械的に点数を付ける作業となりますので、この業務については職員が評価を行います。

【委員】 わかりました。

○ 開催日程等について

(1) 次回の開催日時について

(2) 議事録の署名委員と抽出委員の指名について